

加古川市立別府西小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず決して許される行為ではない。
- いじめは、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。

3 いじめ対応の基本的な在り方

- 丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- 単に、謝罪等をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、被害者が心身の苦痛を受けておらず、行為が止んでいる状態が3か月を目安として継続している状態である。
- 教職員間で情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取り組み内容を基本方針やホームページなどで公開する。

4 いじめの防止に関する基本的な考え方

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。（いじめを生まない土壌づくり）
 - ①学級開き、学期はじめに教師が「いじめをしない させない ゆるさない！」宣言を行う。「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師から宣言する。
 - ②いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
 - ③地域総がかりでいじめの防止を促進する。
 - ④道徳科における授業力向上に努め、児童の道徳的実践力を育成する。

○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。(居場所づくり)

①一人一人が生き生きと活躍できる学習活動

ア 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

イ 児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実

②コミュニケーション能力の育成

学級指導の中で、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。

③「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。

④体験活動の推進

体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

○学校園連携ユニットによる校種間連携を推進する。

①孤立しがちな児童や発達障害等特別な配慮を必要とする児童の情報を引き継ぎ、学校でのいじめに対する指導内容等を共有する。

②地域総がかりでいじめの防止を推進し、子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。

5 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

○いじめの早期発見のための手段を講じる。

①気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。

②学校独自の生活アンケート、「学校生活に関するアンケート(アセス)」や「心の相談アンケート」を通して、児童はもちろん保護者からも情報を得て、いじめの早期発見・早期対応をはかる。また、教育相談で全児童との面談の実施や、子ども向け相談行動促進(自殺予防教育)リーフレットを活用した授業を行うこと等を通して、児童がいじめを訴えやすい環境を整える。

③スクールカウンセラーによる教育相談日をＳＣ通信等で周知し、相談しやすい体制を作る。

○いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題の解決にあたるなど、双方への早急な対応を行う。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであることを指導する。

④少年愛護センター・教育相談センター等の関係機関と連携協力する。また、犯罪行為に該当するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものについては、いじめられた児童の意向を配慮のうえ、時機を逸することなく警察に相談・通報する。

⑤いじめられている児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー等とも連携を取りながら、指導を行う。

○学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ①いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ②状況によっては、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に対し、校内・校外で起きたいじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導、不登校対策、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター等からなる「いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも参加してもらう。情報を全教職員で共有し、全教職員で見守っていけるように周知する。

(2) 「生徒指導推進委員会」

毎月の本会で、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

7 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、とされている。 (いじめ防止対策推進法28条)

- (1) 重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。
- (2) 調査は、「対応マニュアル」や国が示す「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に基づき実施する。
- (3) いじめを受けた児童・保護者に対し、調査により明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。